

「16-18 世紀法学文献コレクション」の現状と展望

— 夢路よりかえりて

Beautiful Dreamers:

vom heutigen Zustand und der zukünftigen Aussicht der „Kollektion der juristischen Dissertationen und Disputationen im Zeitraum vom 16. bis zum 18. Jahrhundert“

屋 敷 二 郎

Jiro Rei Yashiki

周 圓

Zhou Yuan

1. はじめに

一橋大学社会科学古典資料センターの所蔵する種々の貴重書コレクションのうち、これまで最も利用が困難であったのは、疑いなく「16-18 世紀法学文献コレクション」であろう。これは 16~18 世紀ドイツの諸大学に提出された学位論文やその他の法学関係単行論文を収集した 17,673 点 (626 巻) に及ぶ膨大なコレクション [図 1] で、

- I. 推薦教授ごとに整理された 11,928 点 (398 巻)
- II. 大学ごとに整理された 2,547 点 (86 巻)
- III. 刑事法学に関するもの 476 点 (15 巻)
- IV. 著者名で整理された単行論文 487 点 (32 巻)
- V. その他未分類のもの 2,235 点 (85 巻)

の全五部により構成される。勝田 [1986:7] によれば、これがセンターに収蔵されたのは 1981 年のことである。しかし、オンライン検索はおろか冊子体目録すらなく、アクセスする手段としては、学位請求者を特定できる文献についてのみタイトルページのコピーを学位請求者の氏名順に並べてファイルしたものが用意されている (村上 [1990:10]) という状態が長らく続いていた。

この状況を打開する契機となったのが、一橋大学 21 世紀 COE プログラム「ヨーロッパの革新的研究拠点：衝突と和解」(拠点リーダー：山内進) の採択である。そこではヨーロッパの「衝突と和解」にかかわる古典資料や関連資料の収集およびデータベース化を事業計画の一環として推進することが決定された。古典の基礎を欠いた研究は生産的なものとなりえず、真に革新的な研究は「巨人の肩の上で」こそ可能になる。したがって、ヨーロッパ古典資料のデータベース化事業は体系的で総合的なヨーロッパ研究のための不可欠の研究インフラと位置づけられねばならない。このような信念に基づいて、COE プログラムでは、日本国内の研究者はもちろん、ヨーロッパをはじめ世界各国の研究者にネットワークを通じた情報提供を行なうことで、社会科学古典資料センターの所蔵する膨大かつ貴重な古典資料を基礎とした革新的なヨーロッパ研究を促進しようと志した。こうして「16-18 世紀法学文献コレクション」はようや

くその微睡眠から目覚めるに至ったのである。

以下においては、まず COE プログラムの一環として推進されたデータベース化事業の概要とその成果について報告し（2.）、他機関における類似コレクションも含めた法学文献コレクションの所蔵・整理・研究状況について概観する（3.）。次いで、COE データベース化事業によって整備されたインフラの活用事例として戦争法および夫婦財産法という二つの分野につき初歩的な計量的分析を行う（4.）。最後に結びとして、本コレクションの整理と研究に関する今後の展望を述べる（5.）。

2. 一橋大学 21 世紀 COE プログラム「ヨーロッパの革新的研究拠点」データベース化事業の概要とその成果

COE プログラムに基づくデータベース化事業として最初に着手されたのは、

『オットーフォンギルケ文庫目録』（1930）

『左右田文庫目録』（1942）

『貴重図書室所蔵洋書目録』

『近代ヨーロッパ社会科学貴重書目録』（1980）

の PDF 化である。メンガー文庫など社会科学古典資料センターの代表的コレクションの一部はすでに HERMES や NACSIS などオンライン検索のために書誌情報が提供されているが、上記 4 つのコレクションには冊子体目録しか存在せず、遠隔地とりわけ国外の研究者にとって極めて不便な状況であった。そこで冊子体目録をスキャナを用いて PDF 化し、COE ウェブサイトでの配布によって内外研究者の利用に供することにした。

これらのうち特に COE プログラムとの関連が深く、また国内はもちろん母国ドイツをはじめ英米の研究者からも強い関心を集めるのが、ギルケ文庫である。ギルケが開拓した団体法・社会法学の分野は、産業革命の進展する近代ヨーロッパ社会において労働問題を始め種々の社会問題が激化する状況下で、社会内対立の宥和を目指す試みであった。ヨーロッパ型社会民主主義の発展にも大いに貢献したギルケの蔵書のオンライン目録化は、「衝突と和解」をキーワードにヨーロッパの革新的研究のための研究インフラ整備を進める事業方針によく適うものであった。そこで、COE プログラムでは、社会科学古典資料センターの全面的協力のもと、ギルケ文庫の書誌情報をオンラインで提供する事業に着手した。その際、冊子体目録が PDF 化されたことに鑑み、より完成度の高い情報を提供するという観点から、冊子に収録されたデータを単純に電子化するのではなく、全て原資料にあたってデータを点検し補充するという形で、事業を進めることにした。2005 年度には分類 K（教会法）353 点および分類 V（国際法）150 点について作業を完了し、分類 S（国家法）に着手して 140 点を入力した。2006 年度には分類 S を継続して 770 点を入力し、2007 年度には分類 S の残る 130 点につき書誌情報を電子化した。これによりギルケ文庫全体の約 15%（教会法・国際法・国家法分野の全タイトル）がオンラインで検索可能となった。

しかし、これらの事業よりも遥かに重要な位置づけを与えられたのが、「16-18 世紀法学文献コレクション」のデータベース化パイロット事業であった。この時期のドイツ法学はいわゆる「パンデクテンの現代的慣用」の時期に該当し、多くの法学者・実務家が個別具体的なケースにおいて継受ローマ法と地域固有法・裁判慣行との調和・融合を試みた、まさに「衝突と和解」の時代だった。その意味で、本コレクションのデータベース化パイロット事業は、COE プログラムが行うべき研究インフラ整備の中心に位置したのである。

「16-18世紀法学文献コレクション」のデータベース化パイロット事業にあたっては、ファイルされた文献のタイトルページ・コピーをPDF化し、その画像データをもとに①文献番号(部-巻-タイトル順:例えば第I部第1巻の最初の文献であればI-1-1)、②学位請求者、③学位請求者の出身地、④表題、⑤文献類型、⑥推薦教授、⑦推薦教授の所属機関、⑧報告年月日、⑨出版地、⑩出版元、⑪出版年、⑫版次、⑬蔵書事項に関する書誌情報を抽出して、EXCELファイルに記録するという作業が行われた。書誌情報を抽出する際には、現代正書法等に基づく表記の規格化を行わず、原則として原綴のまま記録するものとした。これは、後から表記を統一し規格化することはさほど困難な作業ではないが、いったん規格化されたデータから原綴を復元することは抽出作業のやり直しを意味するからである。ただし、人名に関しては活用形を主格に変換した。また、マックス・プランク・ヨーロッパ法史研究所(以下、MPIER)に準じた主題分類記号の付与を行ったが、これはMPIERが同種のコレクションとして他を圧する規模を誇っており、研究面でも最も進んでいることから、将来的にネットワークを介したヴァーチャル・コレクションの一部としてセンター所蔵コレクションを位置づけていくことを想定して、いわばデファクト・スタンダードとして受け入れるべきと判断したためである。

このパイロット事業では、2005年度に1341点、2006年度に3660点、2007年度に5527点、2008年度に2515点(データ補充による若干の重複点数を含む)が処理され、COEプログラムが満期終了となるまでに、学位請求者氏名順ファイルに収められた全ての文献、すなわち全体の約73%に及ぶ12880点の基礎データが収集・整理されウェブサイトで提供された。また2008年1月23日には事業の一環として筆者はMPIERを訪問し、所長のミヒャエル・シュトライス(Michael Stolleis)教授および司書のシャルロッテ・カーン(Charlotte Kahn)女史と、法学文献コレクション研究の現状およびMPIERにおけるデータベース化事業のノウハウや展望についてインタビューを行った。その知見に基づき、最初の2巻(I-1およびI-2)56点について、デジタルカメラによる全ページ撮影を試行した。

3. 法学文献コレクション研究の現状と将来的展望

(a) 他機関における類似コレクションの所蔵・整理・研究状況

国内では、中央大学が「ロストック大学旧蔵16-18世紀法学学位論文コレクション」および「ライヒ最高裁判所図書館旧蔵17-18世紀学位論文コレクション」として12,500点ないし3,522点を所蔵しており、前者につき冊子体目録(Tsuno[1989])が作成され、後者につき目録が一部オンライン公開されるなど、整備状況も進んでいる。さらに前者につき重複が無いと云われることから、非重複タイトル数で比較した場合には社会科学古典資料センターの「16-18世紀法学文献コレクション」を凌駕する規模と言えるだろう。なお、津田[1982:561]によれば、名古屋大学の長谷川文庫にも若干のタイトルが含まれるようである。

国外では、バーゼル大学(Mommsen[1978])やヘルムシュテット大学(Kundert[1984])につき法学学位論文の一覧が早くに作成されているが、これらに記載された文献の大半は現在それぞれバーゼル大学とアウグスト大公図書館(HAB: Wolfenbüttel)が所蔵するようである(Komorowski[1997])。

しかし、所蔵点数において他を圧倒し、かつ研究面でも着実に成果を挙げているのは、何と云ってもMPIERである。ラニエリを中心として1970年代から持続的に構築されてきたそのコレクションは現在72,690点に及ぶ。

このうち約 60,000 点の所蔵コレクションの状況に関しては、勝田[1986]・村上[1990]がそのつど本誌で報告してきたが、約 6,000 点が冊子体目録 Ranieri[1986]に掲載された他は、研究所内に置かれた不完全な目録に依拠するしかない状況であった。その後、フランクフルト大学図書館から約 21,000 点に及ぶ「レーネマン・コレクション」が MPIER に貸与されたことで、そこに含まれる約 16,500 点の法学文献が加わった (Härter/Dingler[1995])。この部分に関しては CD-ROM 版目録 Dingler/Härter[1997]が作成された。

転機は 1998 年に訪れた。「レーネマン・コレクション」での経験を生かして所蔵コレクションの全体をデータベース化することが決まり、2002 年には 5 ヶ年のプロジェクトが完了してウェブサイト (<http://dlib-diss.mpiet.mpg.de/>) を通じた提供が開始された。このデータベース化事業の技術・組織面の詳細は Haben[2002] に詳しく述べられているが、機材を購入した上で経験豊富な外部者に研究所内での作業を発注するという方式によって、研究機関内部にデータベース化や画像処理などのノウハウを蓄積できたという。

さらに 2001 年にはリンブルク教区図書館から貸与された約 9,000 点に加わって、MPIER の法学文献の総点数は 10 万に迫り、Amedick[2003:100]によれば 17~18 世紀に出された全ての法学学位論文の約 50%をカバー済という。地理的には神聖ローマ帝国の全域に及ぶが、このうち北ドイツとりわけハレ、ヴィッテンベルク、ライプツィヒ、ヘルムシュテット、イエナの各大学の法学文献が高い割合を占めている。なお、プラール[1988]巻末表によれば、そもそもハレ、ライプツィヒ、イエナの 3 大学は規模において他を圧倒した [図 2]。実際には大学によって法学部生の比率は異なるが、さしあたり一定と仮定するならば、学生数の多寡が法学文献数に比例するという当然の結論が導かれるであろう。ヴィッテンベルクもこれら 3 大学に次ぐ規模を誇り、その意味で中規模校のヘルムシュテットが法学文献の一大生産地に数えられている点は注目に値する。

リンブルク教区図書館貸与分も含めて全てのデータベース化が完了すれば、タイトルページ (Titelblatt) と献辞ページ (Widmungsseite) を合わせて 92,000 枚ものカラー画像が書誌情報とともにオンラインで閲覧可能となる見込みである。

MPIER データベースの特徴として、献呈の名宛人 (Widmungsempfänger) や学位請求者 (Respondens) の出身地など、平均的法律家のプロソポグラフィによる研究を意識した項目が通常の手帳情報の他に付け加えられている。その具体的成果は頭文字 A.C.D.E.の法律家をまとめた冊子体目録 (Ranieri[1989f.]) および頭文字 B.を加えた上で「レーネマン・コレクション」目録と同じ CD-ROM に収められた目録 (Ranieri/Härter[1997]) として公開され、法史研究だけでなく人口史・社会経済史・大学史研究などに寄与している。

(b) 方法論の再転換—計量的分析の限界

MPIER において法学文献コレクションの整理と研究を推進したラニエリは、計量的分析を活用した全く新しいタイプの法史研究を提唱した (Ranieri[1977])。その背景としては、「平均的法律家」の手になる文献や、より実務に密着した文献の活用によって、偉大な法学者の著作からは必ずしもうかがい知れない「過去の法的現実」に接近したいという欲求がある。この欲求そのものは法史家であれば誰しも感じるものであろう。実際、判例や登記簿など、計量的分析と質的検討とを組み合わせることで大きな成果が期待できる法史料は、間違いなく存在する。膨大な分量に加え、Schubart-Fikentscher[1970]や Allweiss[1979]が指摘する著者性の問題を主な特性とする法学文献コレクションがその一つであることは、何ら疑いえないだろう。

とはいえ、新たな方法論はしばしば過大評価される宿命にある。確かに、法学文献コレクションの研究にあたっては、データベースの構築が必要不可欠であり、完成したデータベースの全体像を描くためには計量的分析が欠かせない。しかし、法事実研究の創始者ヌスバウムが強調したように、法学分野における統計的研究はしばしば労多くして得るものが少ない(屋敷[2009])。実際、計量的分析によって得られたとされる知見は、しばしば既知の事象を数字で再確認するだけにとどまりがちである。

もちろん、人口史・社会経済史・大学史など他の歴史諸科学との連携による活用の途は、広く開けている。例えば、MPIERがデータベース化にあたってタイトルページだけでなく献呈ページのスキャン画像の収録にも踏み切ったのは、プロソポグラフィーによる研究の要請に応えるためであった。献呈や出自などの情報を活用すれば、執筆者の知的交流がうかがえるばかりか、各地の大学がどのような範囲から学生を集めていたか等々の有意義なデータを得ることができる。しかし、こうしたデータは、法社会史的な叙述を豊かにするものであるにしても、その先へと進むためには、一度は括弧の外に括りだしてしまった著者性の問題を踏まえた上で、著述内容を質的に分析せねばならないだろう。

法学文献点数の増減は、学生数や教授数といった大学史データと連動させることで、ある大学の法学部の興亡が裏づけられる補強証拠として活用しうるだろう。主題分類を併用すれば、時代ごとの法的問題関心の推移も観察できるかも知れない。しかし、特定分野の法学文献が増減したのは、単なる媒体・様式の変化にすぎないかも知れない。実際、戦争法と夫婦財産法に関する計量的分析の試み(後述4.)が示唆するように、16世紀後半に始まるDisputatioからDissertatioへの移行(勝田[1986:9])は大学や分野を問わず一様に進行した訳ではないと思われるが、そうすると18世紀中葉とされるDissertatioから定期刊行物への情報伝達媒体の移行(村上[1990:9])に関しても、同様に慎重な考察が必要であろう。こうした事柄はコレクションの計量的分析だけで語ることはできないのである。

別の仮設事例を挙げよう。ある時期のある大学法学部において、現代にまで名が伝わる偉大な法学者が教授職にあったとする。他方で、人口史・大学史データと連動して、その時期の当該法学部では法学文献点数が統計的に有意に落ち込んでいたとする。これは計量的分析が示しうる興味深いケースと言えるだろう。しかも、当該法学者の評価の見直しにもつながりうる以上、法史的にも有意義と言えるだろう。しかし、彼は果たして「衰退期の屋台骨を一人で支えようとした悲劇的英雄」なのか、それとも「ライバルがいないおかげで名声を得た幸運だけの男」なのか。あるいは当該の法学者を推薦教授とする法学文献が極端に少ないとしても良い。それは彼の(鑑定など他に好ましい収入源があるがゆえの)教育不熱心を示すのか、それとも単なる不人気を示すのか。このように、質的分析なしに有意の結果を導くことは困難であり、しばしば不可能ですらある。

データベース構築によって新たな史料を研究者にとってアクセス可能にすることは、疑いなく有意義である。しかし、それによって目指すものが「新たな方法論に基づく研究」としての計量的分析だけであるならば、およそ費用対効果を得がたい事業と考えざるをえないだろう。

実際、Haben[2002]・Amedick[2003:100]によれば、いち早くネットワークを通じたデータベースの公開に踏み切ったMPIERでは、これまで予想もしなかった多数のアクセスと、研究所内での現物貸出の急増、さらに研究所の訪問が困難な外部研究者からのad hocなデジタル化依頼が相次いでいるという。計量的分析に必要なデータだけならば、いまやMPIERのOPACを通じて相当程度のデータを容易に得ることができる。しかし、現物貸出やデジタル化

依頼を求める研究者たちは、こうしたデータを参照しつつ、そこからピックアップした特定文献の内容に対して質的な関心を寄せ始めているのではないだろうか。

データベース構築は、これまで法史研究の外に置かれてきた法史料を計量的に扱うことだけを目的として行われるべきではなく、むしろそれを呼び水として、埋もれていた法史料にアクセスし、質的な分析、すなわち文献として読み解くことという、旧来の研究手法を豊かにするために行われることが望ましい。もちろん無名の「平均的法律家」の著作を読み解く作業というのは、偉大な法学者の著作を一生かけて読解する、というのとは異なって然るべきであろう。しかし、そうした法学文献に相応しい「読み解く」作法がいま、MPIERを始めとする研究機関において、個別研究のなかから生成しつつあるように思われてならない。そのためのインフラの一翼を担うものとして、古典資料センターの「16-18世紀法学文献コレクション」が活用されることを期待したい。

(c) 発想の転換—ヴァーチャル・ネットワークの構築

冒頭にも記したように、本コレクションは、異なる基準によって収集された五部（あるいはそれ以上）によって構成されている。勝田[1986:11]・村上[1990:10]がすでに指摘しているように、重複の中には二桁に及ぶものもある。MPIERのコレクションにも多数の重複タイトルが含まれており、即これがマイナスの意味を持つことにはならないはずだが、古典史料に関して希少性を重視する立場からは、何かしらコレクションとしてのクオリティに疑問符が付されかねないであろう。このことは、計量的分析の限界ならびに多大なコストが意識されるのと並行して、本コレクションの活用が等閑視されてきた一因と言えるのではないだろうか。実際、戦争法と夫婦財産法に関する計量的分析の試み（後述4.）は、重複の度合いが従来予想を大幅に上回るものであったことを示している。これらの分野がコレクション全体の縮図を示すものと仮定するならば、本コレクションの非重複タイトル数は実に四割方を減じて10,650点程度に収まるとの推計すら可能である。

しかし、高価なスタンドアローン・コンピュータの時代からIT関連機器の劇的な価格低下を伴うインターネット時代へと移行するにあたって、複数の基準によって収集された部門構成や、多数の重複タイトルといった本コレクションの特徴は、むしろ積極的な価値すら持ちうるものへと変化した。すなわち、さまざまな機関に分散して所蔵されている全ての現存する法学文献によって構成されるヴァーチャル・コレクションの可能性である。

そのようなヴァーチャル・コレクションにおいては、同一本であれ、海賊版や再版によるものであれ、重複タイトルの存在は、当該タイトルに対する市場の存在を示唆する指標に他ならない。市場に着目した法学文献の研究としては、すでにRanieri[1985]があるが、多数の重複タイトルが現存する法学文献はそれだけ広く受容されたことを推定させるのであって、これを雑多ないし無駄と考えるのは計量的分析が登場する以前の思考法に捉われているのではないだろうか。イーリングに倣うならば、いま法学文献研究に求められる新たな発想は「計量的分析を通して、計量的分析を超えて」なのである。

さらに、ヴァーチャル・コレクションとして考えたとき、重要なのは全体としてアクセスが容易になって活用頻度が増大し法史研究の発展を促すことであって、その一部を構成するコレクション単体としての充実度は、実はさほど問題とならない。

この点で、本コレクションには後発者利益と言うべき大きなチャンスがある。2008年1月23日にCOEプログラムの一環としてMPIERを訪問した際、カーン女史は筆者に「いまゼロ

から事業をスタートできるなら、タイトルページと献辞ページだけでなく、全ページのデジタル撮影にしよう。しかし、当時はデータを処理する機材もデータを保存する媒体も非常に高価で、全ページのデジタル化は最初から問題外だった」と述べた。これを受けて、COE データベース化パイロット事業の最終年度では、試行的に最初の2巻の全ページ撮影に踏み切った。遅きに失して後発者利益を生かしきれなかったことは事実だが、これによって今後の展開の方向性が明確に示されたと言えるだろう。

4. 計量的分析の試み

(a) 戦争法の場合

今回、社会科学古典資料センターの「16-18世紀法学文献コレクション」に含まれる戦争法分野の法学文献を調べ、その割合・年代・地域・類型など一般的な傾向について簡単な計量的分析を行ったので、その結果をここで報告する。

COE データベース化パイロット事業で整備されたインフラを活用して、本コレクションに含まれる戦争法分野の文献を抽出したところ、入力済みタイトル全体の約0.9%に相当する116点であることが判明した。重複の問題に関して、今回の分析では全ての書誌事項が一致する文献を同一とみなして除外し、版次など何らかの情報が異なるものは別個の文献としてカウントした。このようなフィルタリングの結果、本コレクションに含まれる戦争法分野の論文として69点が確認された。言うまでもなく、このサンプル数は神聖ローマ帝国内の諸大学における16~18世紀の戦争法研究の発展を統計学的に厳密に究明するには不十分だが、それでも大まかな傾向を示して、国際法史の分野に対する将来的な研究関心を刺激するには十分であり、計量的分析を行うべき意義を十分に備えているものと思われる。

まず、国際法分野の法学文献全体の中で戦争法分野が占める割合から、この時期においても戦争法が依然として国際法の最も重要な規定事項であることが判明した。本コレクションには国際法分野の法学文献が227点あるが、先に述べた基準に従って重複するものを排除すると142点が残った。国際法分野において戦争法を扱う法学文献の割合は全体の約49%にも達し、他の下位分野を大幅に上回った〔図3〕。このような傾向は、中近世の正戦論の源流を汲んで成立した国際法が17~18世紀を通じてなお、その始原的な特徴を帯びていたことを説明している。特に17世紀後半に属する全25点の法学文献においては、ローマ法学者が重視した原状回復(Postliminium)に関するものが5点あり、またグロティウス『戦争と平和の法』(1625)の正戦要件に関するものも3点と多く見られ、近代国際法成立期の特徴を非常に強く表すものとなっている。

次に、戦争法分野の法学文献が報告ないし出版された年代について検討した。報告年月日と出版年のどちらか一方が明らかでない文献も存在するため、今回の調査においては、出版年が明記されているものについてはそれを優先し、出版年が不明の場合には報告年月日をもって代える方針を採ることにした。Schubart-Fikentscher[1970]が示したように、法学文献においては著者性が必ずしも明確ではないため、計量的分析を行う際には、ある文献が「書かれたこと」よりも「出版されたこと」をもって、当該文献の主題に対する時代の関心を測ることがより適切と思われるからである。このような方針によって、全ての論文についてそれが世に知らしめられた年代を特定した。その結果、1670年代、1690年代、1700年代、および1730年代前後に作成された論文は他の時期に比べて多いことが判明した〔図4〕。村上[1990:9]によれば、法学文献の刊行点数は「17世紀を通じて上昇し18世紀の半ばに急激に減少」したとされるが、

戦争法の出版傾向は若干それと異なるようにも思われる。それでは仮に 1670 年代、1690 年代、1700 年代が一般的傾向から期待される数字を上回っているとすると、理由は何であろうか。今回の調査では内容に踏み込んだ質的分析を行わなかったため、これ以上のことは明らかにできなかったが、それでも問題の年代がプーフェンドルフ『自然法と国際法』(1672)、ラッヘル『自然法国際法論考』(1676)、テックストア『国際法概観』(1680) などドイツの高名な法学者や思想家たちが国際法について最も活発に著述を行った時期と部分的に重なり合うことは非常に興味深く思われる。

また、戦争法分野に関する法学文献の出版地別の分布についても検討した〔図 5〕。全 69 点の論文のうち 16 点がライプツィヒで出版され、全体の約 23% 近くを占めて、著しく他を上回っていることが分かる。フランクフルト（オーデル）は 9 点でこれに続く。MPIER のデータベースで高い割合を示すとされる各大学に関しては、ハレ 6 点（5 位）、ヴィッテンベルク 7 点（4 位）、ライプツィヒ 16 点（1 位）、ヘルムシュテット 4 点（7 位）、イエナ 8 点（3 位）と、本コレクションの戦争法分野においても概ね上位を占めた。それゆえ、9 点で 2 位に入ったフランクフルト（オーデル）の特異性が非常に目立つ結果となった。そこで再版を除いた分析を試みたところ、フランクフルト（オーデル）で出版されたのは 7 点であり、その出版年は 1691～1717 年までの約 20 年間に集中し、推薦教授は全てハインリヒ・コクツェーイであることが判明した。1690 年から 1719 年に死去するまでフランクフルト（オーデル）大学法学部教授を務めたコクツェーイは、国際法・自然法・公法を専門とし、プーフェンドルフの後任としてハイデルベルク大学の「自然法・国際法講座」担当者となった人物で、その主著『明解グロティウス』(1744-52) は死後、フリードリヒ大王治下で大法官として司法改革に辣腕を振るった息子ザムエル・コクツェーイの序文を付して刊行された。コクツェーイが推薦教授となった法学文献は、MPIER データベースでは（重複を除き）実に 202 点にも達する。したがって、戦争法分野の出版点数についてフランクフルト（オーデル）が特異な数値を示したのは、この偉大な国際法学者の存在によるものと推測して良いであろう。

最後に、戦争法分野に関する法学文献の類型についても調査を行った。Horn[1983] その他の研究が示してきたように、16 世紀中頃まで博士試験はスコラ学の伝統に即して全て口頭で行われてきたが、やがて討議の準備や手引として用いるため一枚の紙にテーゼのリストを印刷されたものが配布されるようになって文書化が始まり、さらに 16 世紀末から 17 世紀にかけて分量が増加し、引用や典拠も記された単行論文を印刷した小冊子となって、伝統的な Disputatio（討議録）から現代にまで続く Dissertatio（学位論文）への転換が完成したとされる。そこで、戦争法分野に関する法学文献について出版地別に散布図を作成した〔図 6〕。すると、最も多い 16 点の法学文献が出版されたライプツィヒでは、1720 年代に Disputatio から Dissertatio への変化が起きたことが観察される。これに対して、フランクフルト（オーデル）で出版された 9 点の法学文献は、1706 年の 1 点を除き全て Disputatio であった。また、イエナ、ヘルムシュテット、ハレ、チュービンゲンでは 18 世紀以前の早い段階ですでに Dissertatio への変化を遂げているが、ヴィッテンベルク、シュトラスブルクでは Disputatio が 18 世紀中葉まで保持されていることも判明した。サンプル数を考えれば、これによって戦争法分野を特徴づけることには慎重さが求められるが、それでも法学文献における類型の変化が種々の偏差をもって進行した緩やかなプロセスであることを推測させる結果となった。この点に関しても、推薦教授や所属大学の質的分析によるフィルタリングを経た上での計量的分析によって、より厳密な議論が可能になるものと思われる。

今回の調査はごく少数のサンプルに依拠して行ったため、これをもって16～18世紀の戦争法研究について何らかの厳密な結論を導くことは許されないが、それでも国際法・戦争法分野における法史研究を今後も遂行する際に着眼すべき点について、幾つかの有益な示唆が得られたように思われる。

(b) 夫婦財産法の場合

次に、社会科学古典資料センターの「16－18世紀法学文献コレクション」に含まれる夫婦財産法分野の法学文献を調べ、その年代・地域・類型など一般的な傾向について簡単な計量的分析を行ったので、その結果をここで報告する。

COEデータベース化パイロット事業で整備されたインフラを活用して、本コレクションに含まれる夫婦財産法分野の文献を抽出したところ、入力済み全体の約2.3%に相当する297点であることが判明した。これは親族相続法分野の文献1,636点の約18%、また親族法分野の文献882点の約33.7%を占め、この分野における最も重要な下位分野の一つであることを示している。さらに戦争法分野と同様のフィルタリングを行った結果、本コレクションに含まれる夫婦財産法分野の論文として180点が確認された。

まず、夫婦財産法分野の法学文献が報告ないし出版された年代について検討した。年代の特定に関しては、戦争法分野と同様の方針で臨んだ。その結果、夫婦財産法に関しては1680年代を除いて正規分布に近いことが判明した〔図7〕。ただし、減少局面でも変化は緩やかであり、その上1770年代に出版点数が盛り返すなど、18世紀前半がピークであるとの一般的主張は裏付けられたが、18世紀半ばに定期刊行物の登場によって急激に出版点数が落ち込むような現象は観察されなかった。MPIERコレクションから抽出された6000点に基づいて分析したRanieri[1982:314ff.]によれば、18世紀前半の法学文献では親族相続法分野の文献が20%を超えて最多を占めるという。ラニエリはこれを家族法秩序に対する啓蒙期文献の関心を反映したものと推測しているが、夫婦財産法に関しては、こうした関心が家族法全般に比してより長く持続した可能性が今回の結果から示唆されたと言えるだろう。他方で、1680年代に関しては、出版地別にフィルタリングを行っても有意のデータは得られず、なお解明を要する問題として残される結果となった。いずれにせよ、これ以上の検討を進めるためには、内容に踏み込んだ質的分析が不可欠である。

また、夫婦財産法分野に関する法学文献の出版地別の分布についても検討した〔図8〕。戦争法の場合と同じく、全180点の論文のうち46点がライプツィヒで出版され、全体の25%強を占めて、著しく他を上回っていることが分かる。また、戦争法で特異性を示したフランクフルト（オーデル）に関しては、ここでは5点（10位）と平均的な順位にとどまった。MPIERのデータベースで高い割合を示すとされる各大学に関しては、ハレ24点（2位）、ヴィッテンベルク14点（4位）、ライプツィヒ46点（1位）、ヘルムシュテット5点（10位）、イエナ21点（3位）と、ヘルムシュテットを除いて概ね上位を占める結果となった。そこで詳しくみると、ヘルムシュテットでは1669年にDisputatioが1点出版されただけで、他はDissertatioでもDisputatioでもない種類の法学文献であることが分かった。ここから示唆されるのは、ヘルムシュテットが啓蒙期の時代思潮から外れていた可能性である。しかし、この点に関してより精密な議論を行うためには、親族相続法分野全体についての計量的分析との対比や、推薦教授などの指標によるフィルタリングがなお必要と思われる。

最後に、夫婦財産法分野に関する法学文献の類型について、出版地別に散布図を作成して調

査を行った〔図9〕。結果は見事なまでに定説を裏付けるものとなり、17世紀から18世紀への転換期に *Disputatio* から *Dissertatio* への変化が起きたことが観察された。散発的な例外はあるものの、戦争法分野とは異なり、夫婦財産法分野ではほぼ一様に新しい類型に移行したと結論づけて良いであろう。このことは、戦争法分野が17世紀末にピークを迎えたのに対して家族法分野のピークが18世紀前半にあり、その意味で夫婦財産法が（相対的に伝統の束縛の少ない）アクチュアルな領域として認識されていたことを示唆するかも知れない。とはいえ、この点に関しては、同じ夫婦財産法分野と言っても推薦教授や主題によって古来の伝統的議論なのか啓蒙主義の時代思潮を反映した議論なのかを区別するなど、より踏み込んだ質的分析によって精密な議論を行う必要があるだろう。さらに、戦争法分野では比較的早期に *Dissertatio* に移行したテュービンゲンが、夫婦財産法分野ではほぼ唯一の例外として *Disputatio* と *Dissertatio* の間を揺れ動き、明確な移行が観察されずに終わったことは、なお検討を要する課題である。

今回の調査において検討したサンプルは決して多くないため、これをもって16～18世紀の夫婦財産法について安易な結論を導くことは許されないが、計量的分析を活用した夫婦財産法史研究の可能性について手ごたえが感じられたことは収穫であった。

5. 展望

最後に「16-18世紀法学文献コレクション」に関する今後の展望を述べたい。

今後の課題として挙げられるのは、何よりも完全なデータベースの構築と、OPACないし機関リポジトリを経由した全世界へのデータ提供である。データベースの構築にあたっては、本コレクションを活用した質的研究への呼び水として計量的データの集計と分析が欠かせないが、その際には重複の積極的な意義を見出しつつMPIERデータベースとの偏差や両者を統合した分析が期待されるであろう。また、規模において優越するMPIERその他のデータベースに対して、本コレクションの知名度を上げ積極的にアピールしていくには、後発者利益を生かすことが肝要である。全ページ撮影によるオンラインでのデータ提供は、必ずキラーコンテンツとなるであろう。無論、全タイトルの撮影は多大なコストを要するが、ヴァーチャル・コレクションへの寄与という観点からMPIER非所蔵タイトルを優先して撮影しつつ、他方で重複分に関してはタイトルページのみとするなどの工夫によって、コストを抑えつつ高いパフォーマンスを得ることが可能と思われる。

また、周回遅れのように感じられるかも知れないが、冊子体目録の作成も目標の一つとして掲げられて然るべきである。ネットワークを介したデータベース提供が呼び水となって、滞在型の研究者による現物閲覧希望の増加が見込まれるし、それは望ましいことでもある。その際、あるいは事前準備の際にも、コレクション全体を収めた冊子体目録によるデータの一覧性は、オンラインのデータベースでは提供しがたいメリットである。また、冊子体目録を国内外の有力な研究機関・図書館に配布することによって、本コレクションの認知度が大いに向上することは言うまでもない。

今後、21世紀COEプログラムによるデータベース化パイロット事業の成果と経験を生かしつつ、本コレクションの整備がさらに進められ、世界中の研究者によって積極的に活用される日が来ることを願ってやまない。

(やしきじろう・一橋大学大学院法学研究科准教授：1.～3.,4.(b)～5.担当)

(しゅうえん・一橋大学大学院法学研究科博士後期課程：4.(a)担当)

参考文献

- Amedick[2003]: Sigrid Amedick: Juristische Dissertationen des 16. bis 18. Jahrhunderts: Erschließung und Digitalisierung von Schlüsselseiten, in: Digitale Bausteine für die geisteswissenschaftliche Forschung (Forum für Geschichte und ihre Quellen 5), hrsg. v. Manfred Thaller, Göttingen 2003, S. 86-101.
- Allweiss[1979]: Werner Allweiss: Von der Disputation zur Dissertation, in: Dissertationen in Wissenschaft und Bibliotheken, hrsg. von Rudolf Jung und Paul Kaegbein, München 1979, S. 13-28.
- Dingler/Härter[1997]: Ulrich Dingler / Karl Härter: Katalog der Sammlung Lehnemann. Juristische Schriften des 16. - 18. Jahrhunderts (Ius commune CD-ROM. Informationssysteme zur Rechtsgeschichte 1), Frankfurt am Main 1997.
- Haben[2002]: Doris Haben: Ende des Dornröschenschlafes. Moderne Erschließung juristischer Dissertationen des 16. bis 18. Jahrhunderts aus dem Gebiet des Alten Reichs, in: B. I. T. online. Zeitschrift für Bibliothek, Information und Technologie mit aktueller Internet-Präsenz 5 (2002), S. 35-40.
- Härter/Dingler[1995]: Karl Härter / Ulrich Dingler: Juristische Dissertationen im frühneuzeitlichen Alten Reich: ein Projektbericht zur Erschließung der Sammlung Lehnemann und zur Erstellung eines bio-bibliographischen Repertoriums, in: Informationsmittel für Bibliotheken (IFB) 3, 1995, S. 705-715.
- Horn[1983]: Ewald Horn: Die Disputationen und Promotionen an den Deutschen Universitäten, vornehmlich seit dem 16. Jahrhundert (Centralblatt für Bibliothekswesen Beiheft 11), Leipzig 1983.
- Komorowski[1997]: Manfred Komorowski: Die alten Hochschulschriften: lästige Massenware oder ungehobene Schätze unserer Bibliotheken?, in: Informationsmittel für Bibliotheken (IFB) 5 (1997), 379-400.
- Kundert[1984]: Werner Kundert: Katalog der Helmstedter juristischen Disputationen, Programme und Reden 1574-1810 (Repertorien zur Erforschung der frühen Neuzeit 8), Wiesbaden 1984.
- Mommsen[1978]: Karl Mommsen: Katalog der Basler juristischen Disputationen 1558-1818. Aus dem Nachlass herausgegeben von Werner Kundert (Ius commune Sonderhefte 9), Frankfurt am Main 1978.
- Ranieri[1977]: Filippo Ranieri (Hg.): Rechtsgeschichte und quantitative Geschichte (Ius commune Sonderhefte 7), Frankfurt am Main 1977.
- Ranieri[1982]: Filippo Ranieri: Juristische Literatur aus dem Ancien Régime und historische Literatursoziologie. Einige methodische Vorüberlegungen, in: Aspekte europäischer Rechtsgeschichte. Festgabe für Helmut Coing zum 70. Geburtstag, Frankfurt am Main 1982, S. 293-322.
- Ranieri[1985]: Filippo Ranieri: Juristische Universitätsdisputationen im 17. und 18. Jahrhundert. Zur Analyse des deutschen Autoren- und Händlersmarktes, in: Soziologie der Rechtswissenschaft (Ius commune Sonderhefte 26), hrsg. von Erk v. Heyen, Frankfurt am Main 1985, S. 157-172.

- Ranieri[1986]: Filippo Ranieri (Hg.): Juristische Dissertationen deutscher Universitäten 17.-18. Jahrhundert (Ius commune Sonderhefte 27), 2 Halbbde., Frankfurt am Main 1986.
- Ranieri[1989f.]: Filippo Ranieri (Hg.): Biographisches Repertorium der Juristen im Alten Reich, 16. - 18. Jahrhundert, Bd. A (1989); Bd. C (1991); Bd. D (1990); Bd. E (1987) Frankfurt am Main.
- Ranieri/Härter[1997]: Filippo Ranieri / Karl Härter: Biographisches Repertorium der Juristen im Alten Reich, 16. - 18. Jahrhundert: A-E (Ius commune CD-ROM. Informationssysteme zur Rechtsgeschichte 1), Frankfurt am Main 1997.
- Schubart-Fikentscher[1970]: Gertrud Schubart-Fikentscher: Untersuchungen zur Autorschaft von Dissertationen im Zeitalter der Aufklärung, Berlin 1970.
- Tsuno[1989]: Ryuichi Tsuno (Hg.): Katalog juristischer Dissertationen, Disputationen, Programme und anderer Hochschulschriften im Zeitraum 1600 bis 1800 aus den Bänden der Universität Rostock, Tokio 1989.
- 勝田[1986]: 勝田有恒「16-18世紀法学文献コレクション—法学文献社会学の対象として—」『一橋大学社会科学古典センター年報』No.6 (1986), 7-13頁。
- 津田[1982]: 津田純子「長谷川文庫—法律関係—成る……整理中目について—若干の論文について……」『館燈 (名古屋大学附属図書館報)』No.66 (1982), 561-564頁。
- ブラール[1988]: ハンス=ヴェルナー・ブラール (山本尤訳)『大学制度の社会史』(叢書ユニベルシタス 256), 法政大学出版局, 1988年。
- 村上[1990]: 村上裕「『16-18世紀法学文献コレクション』のその後—その整理作業と研究の参考として—」『一橋大学社会科学古典センター年報』No.10 (1990), 8-11頁。
- 屋敷[2009]: 屋敷二郎「アルトゥール・ヌスバウムの法事実研究—講壇と法実務の間」, 高谷知佳・鈴木秀光・林真貴子・屋敷二郎 (共編著)『法の流通』慈学社, 2009年, 875-903頁所収。

図1 「16-18世紀法学文献コレクション」



図2 大学別学生数の比較

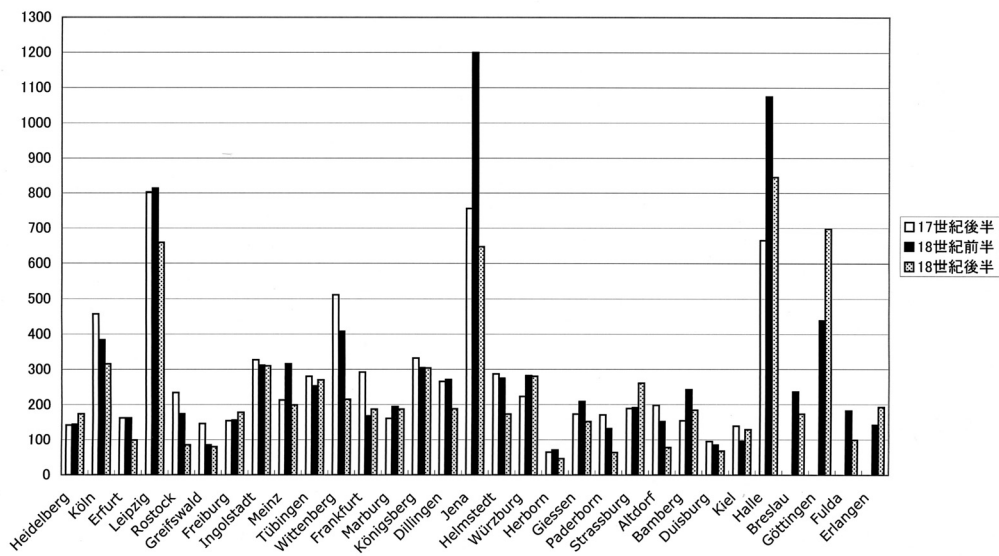


図3 国際法分野法学文献 142 点の内訳

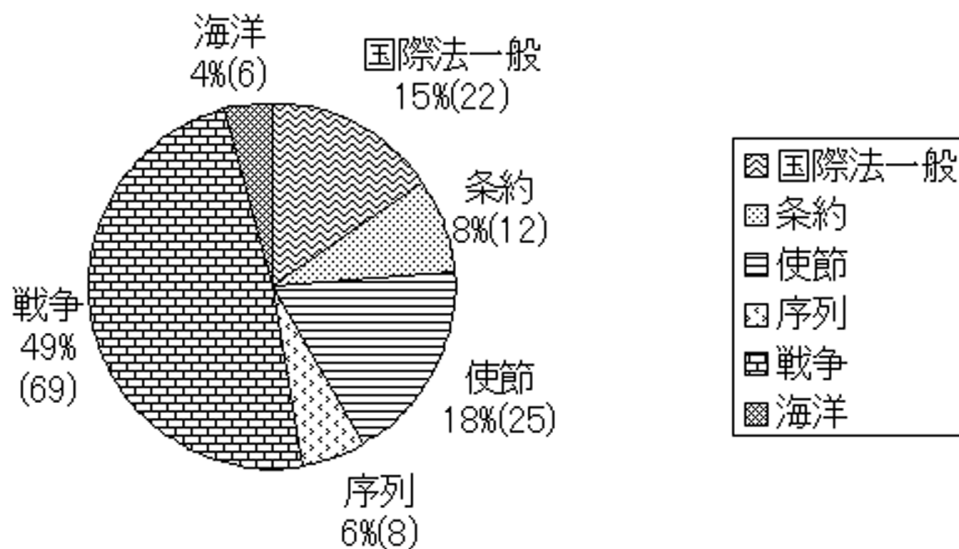


図4 年代別出版点数の変遷（戦争法）

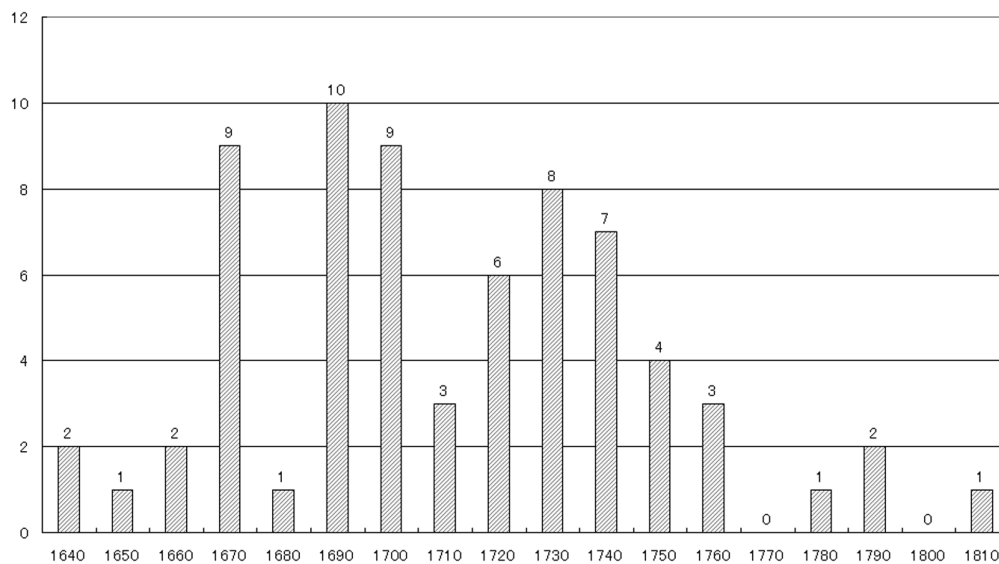


図5 出版地毎の出版点数（戦争法）

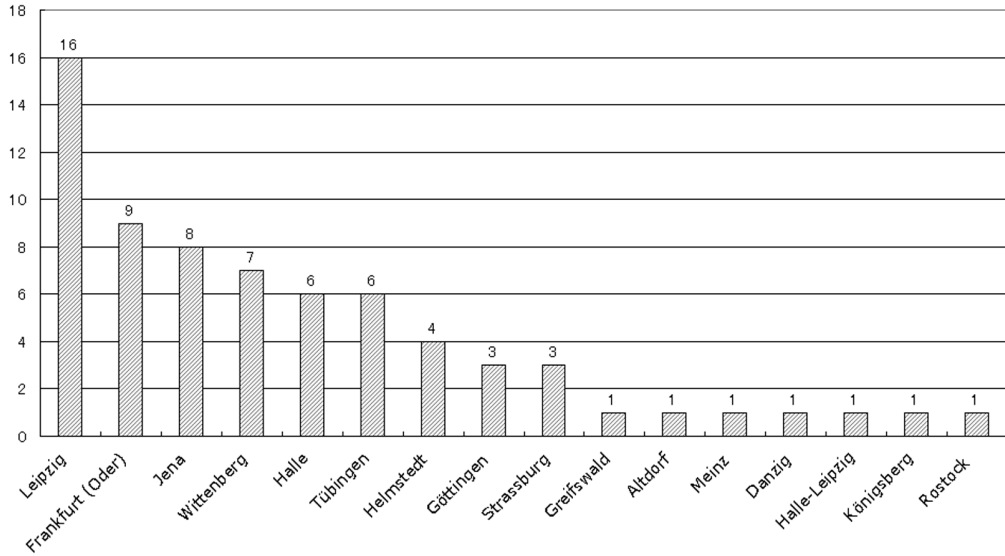


図6 文献形態と出版地の変遷（戦争法）

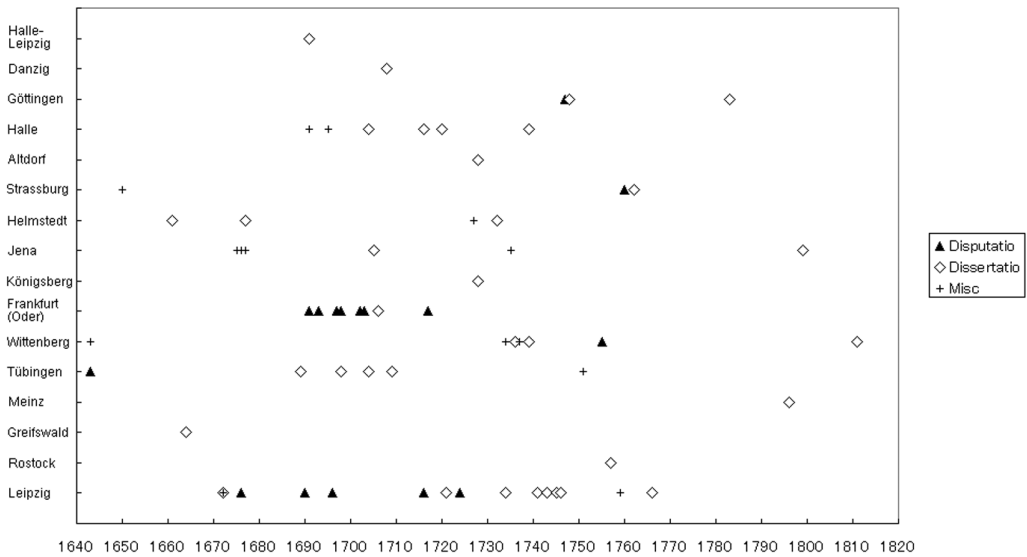


図7 年代別出版点数の変遷（夫婦財産法）

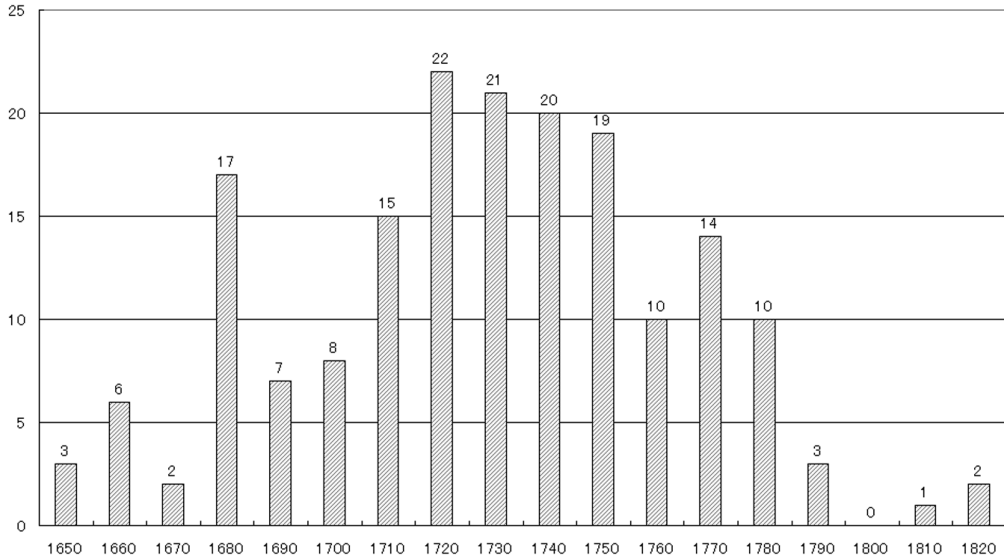


図8 出版地毎の出版点数（夫婦財産法）

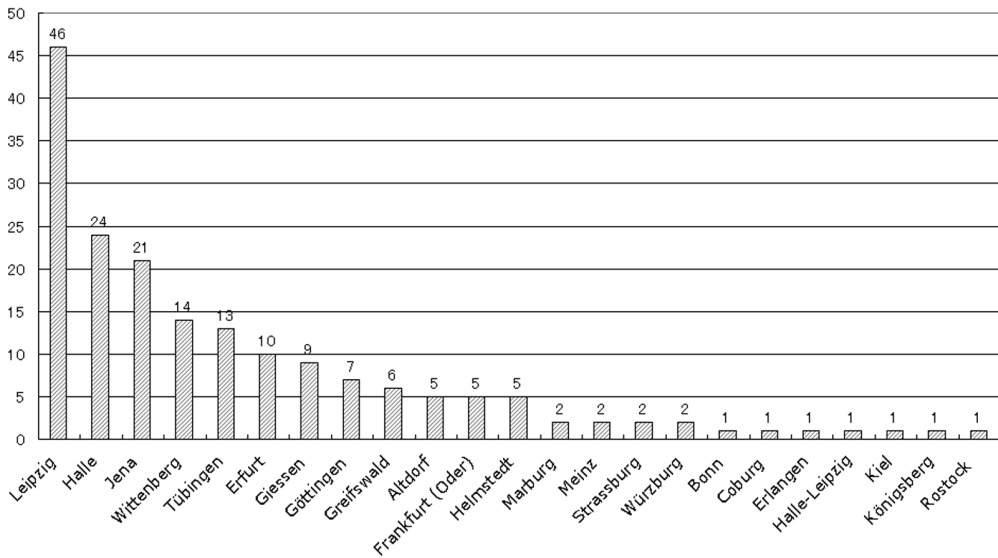


図9 文献形態と出版地の変遷（夫婦財産法）

